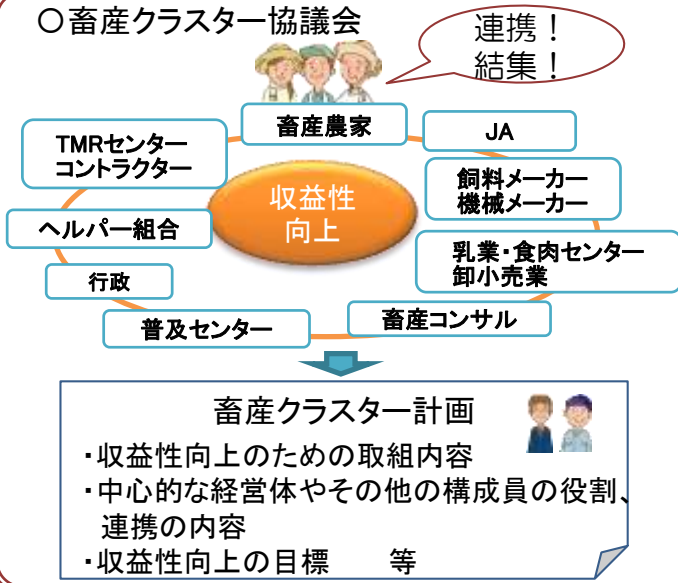


【その他】

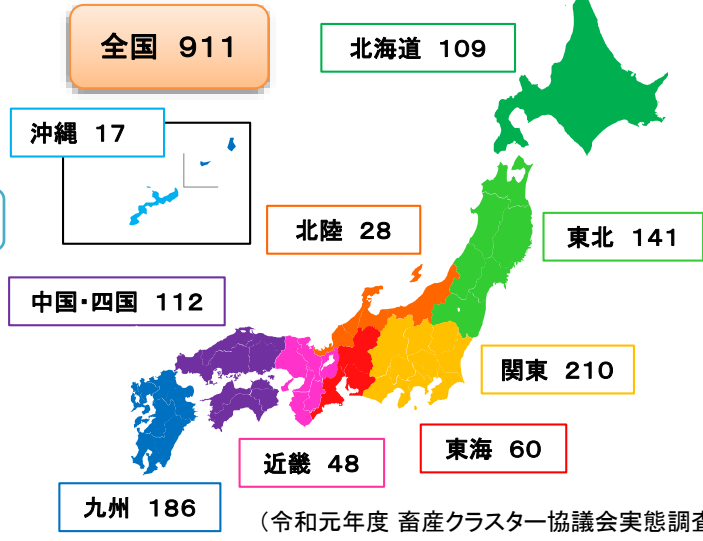
畜産クラスターの支援状況（H26当初～R1補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

○畜産クラスター協議会



○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	433
肉用牛	518
養豚	278
肉用鶏	103
採卵鶏	181

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国911)と一致しない。

(参考)

事業	取り組んだ協議会数
施設整備	478
機械導入	741
実証支援	121

※協議会数は重複有り。

	事業	予算額(億円)
26当初	実証支援	0.7
26補正	施設整備・機械導入・実証支援	203
27当初	施設整備・実証支援	76
27補正	施設整備・機械導入・実証支援	610
28補正	施設整備・機械導入・実証支援	685
29補正	施設整備・機械導入・実証支援	665
30補正	施設整備・機械導入・実証支援	650
R1補正	施設整備・機械導入・実証支援	499

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、
次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)

地域の酪農家が集まって、協業法人を設立



- 効果
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

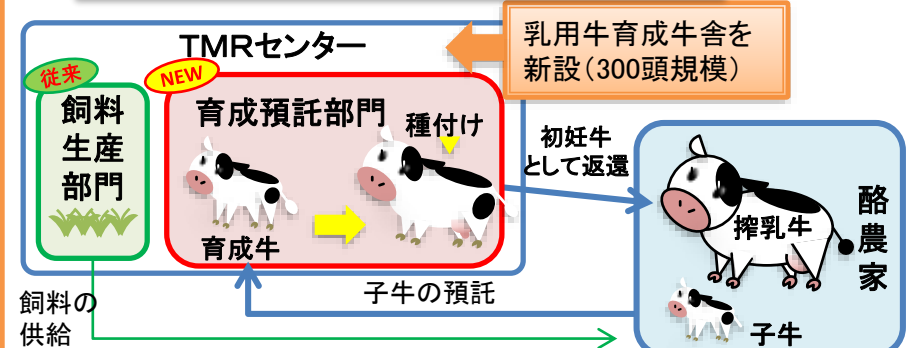
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高つく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 町)

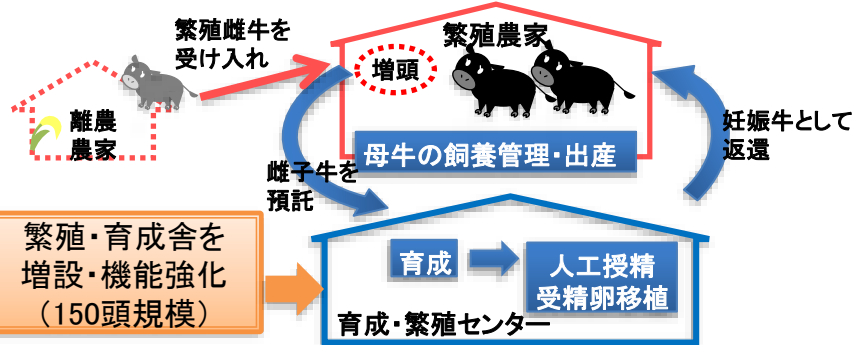
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



効果

- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
- ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

地域飼料資源を活用して飼料費の低減と
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



効果

- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
- ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● 畜産クラスター事業 R1補正【一部基金】:499億円の内数

我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ③ 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ④ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。

補助率: 1/2以内
支援対象者: 中心的な経営体

● 畜産経営体質強化支援資金融通事業 R1補正【基金】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠: 55億円(既存基金を活用、R1.11月末時点)
基金管理団体: 民間団体

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R2当初:200億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい



● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】 R2年度:44億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 生産者団体等

● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 R2年度:36億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等

家畜の増頭・導入に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R1補正【基金】:54億円の内数

- ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率: 定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭
50頭以上の経営体:17.5万円/頭)
事業実施主体: 民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R2年度:36億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
- ・ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率: 定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 6万円/頭、9万円/頭)
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体

● 畜産生産力・生産体制強化対策事業 R2年度:9億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率: 定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体

● 公共牧場活用和子牛等増産対策事業 R1補正:20億円の内数

- ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
事業実施主体: 地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R1補正【基金】:54億円の内数

- ・ 都府県酪農の生産基盤強化のため、畜産クラスター計画に基づき、乳用後継牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率: 定額(27.5万円/頭)
事業実施主体: 民間団体

● 酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R2当初:44億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。

補助率: 定額(後継者への導入5万円/頭、継承等3.2万円/頭)
1/2以内、上限27.5万円/頭
事業実施主体: 生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【ALIC事業】 R2年度:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
事業実施主体: 民間団体等

【酪農・畜産】

施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業

R1補正【一部基金】:499億円の内数

- ・ リース方式の施設整備を行い規模拡大する場合の家畜導入を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
支援対象者: 中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】** R2年度:45億円の内数
学生インターンシップの受入や出前講座、内定者向け研修、酪農ヘルパーの研修・資格取得、外国人材の活用に向けた取組等の人材確保・育成の取組、傷病時等の利用料金を低減するための互助基金制度及び広域利用調整や経営改善等のヘルパー利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】** R2年度:36億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産ICT事業** R2当初:30億円の内数
- **楽酪GO事業【ALIC事業】** R2当初:55億円の内数
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:民間団体〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- **公共牧場活用和子牛等増産対策事業** R1補正:20億円の内数
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業** R1補正【一部基金】:499億円の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業・担い手づくり総合支援交付金** R2当初:200億円の内数
TMRセンター等における国産粗飼料や飼料用米の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織高効率化対策 R2当初:9億円の内数
ICT機器等の導入、作業体系の見直しにかかる取組への支援により、良質な国産粗飼料の生産・利用拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業** R1補正【一部基金】:499億円の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】**
R2年度:45億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

畜産におけるGAPの推進状況(2020年11月26日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別						
		乳用牛	肉用牛	乳用牛・肉用牛・子牛・豚	養豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP家畜・畜産物	199	26	53	0	46	44	30	
GLOBALG.A.P.	3	2	0	1	0	0	0	
GAP取得チャレンジシステム	78	10	33	0	17	7	11	JGAP家畜・畜産物認証を取得した44経営体を除く

- ・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。
- ・2017年8月31日からGAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムの運用を開始。

(参考) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード
持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア	・JGAP、GLOBALG. A. P. 認証 ・組織委員会が認める認証スキームによる認証 ・GAP取得チャレンジシステムによる確認	・有機畜産により生産 ・農場HACCPの下で生産 ・エコフィードを用いて生産 ・放牧畜産実践農場で生産 ・障がい者が主体的に携わって生産

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○スーパーS資金

- 経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。
- ・貸付対象：認定農業者
 - ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
 - ・借入金利：変動金利制
 - ・限度額：個人500万円、法人2,000万円（畜産経営については、それぞれ4倍まで）

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16%（令和2年10月19日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の6/12以内

子牛価格の高止まりの影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例
・実質無担保・無保証人化

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和2年10月19日現在）
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円

【経営継続資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和2年10月19日現在）

※経営継続資金・経営維持資金の限度額
（1頭又は100羽当たり）
乳用又は肥育用牛 13万円、
繁殖用雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、家きん 5.2万円 等

【経営維持資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和2年10月19日現在）

【体質強化推進対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.35%（令和2年10月19日現在）
- ・融資枠：45億円（令和2年8月31日現在）

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除。

【施設等資金対策】

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：0.16～0.30%（令和2年10月19日現在）
「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和2年10月19日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
①前向き投資資金 負担額の80%
②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円
③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和2年10月19日現在）
（認定農業者の特例：0.16～0.24%）
- ・限度額：農業を営む者 個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】一般：15年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：25年以内（据置5年以内）
【養豚】一般：7年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和2年10月19日現在）
- ・融資枠：500億円（平成30年度～令和4年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置。

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開 (1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

輸出重点品目のほぼ全てで獲得された関税撤廃等の成果を最大限活用するため、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出のための司令塔組織の創設と合わせて、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の輸出環境整備、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)や有機等の国際的認証の取得等によるグローバル産地づくりの強化、戦略的プロモーションの強化、輸出に取り組む事業者の施設整備の支援や資金供給の円滑化、流通などの商流の体制強化、6次産業化・産地地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。また、モノの輸出のみならず食産業の海外展開など、生産者等の所得につながる海外需要の獲得のための取組を推進する。

②経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。

- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
- ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
- ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開 (1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・花き・林産物・水産物などの重点品目のJETRO等を活用した輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、輸出向け施設整備等産地対策の強化、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への食体験の充実を通じた地域農林水産物等の販売促進、輸出に取り組む事業者への資金供給の円滑化)

②経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり